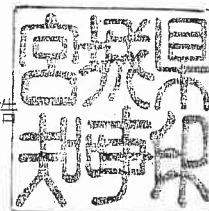




環 対 第 5 6 4 号
平 成 2 5 年 2 月 4 日

経 済 産 業 大 臣 茂 木 敏 充 殿

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩



気 仙 沼 市 民 の 森 風 力 発 電 事 業 に 係 る 第 二 種 事 業 概 要 等 の 届 出 に つ い て
(回 答)

平 成 2 5 年 1 月 4 日 付 け 2 0 1 2 1 2 2 1 商 第 1 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た こ の こ と に つ い て は , 別 紙 の 理 由 に よ り 環 境 影 響 評 価 そ の 他 手 続 が 行 わ れ る べ き も の で あ る 。

担 当 : 環 境 生 活 部 環 境 対 策 課
環 境 影 響 評 価 班 坂 本
電 話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696
メ ー ル : kantaie@pref.miyagi.jp

【別紙】

- 1 環境影響評価法と同様の目的・制度を有する宮城県の環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）においては、出力が7,500kW以上の風力発電所設置事業を規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある第一種事業と定めていることを踏まえ、本件については、環境影響評価法に基づいて手続が行われるべきである。
- 2 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）第2条で定める判定基準に照らしても、下記の判定事項に該当するので、環境影響評価その他の手続が行われるべきである。

記

(1) 主務省令第2条第14号

- ① 平成12年の環境庁の調査では対象事業実施区域の1kmの範囲内に特定植物群落として「徳仙丈山のススキ草原」が存在する。
- ② 平成13年発行の「宮城県の希少な野生動植物（以下「宮城県レッドデータブック」という。）」によると、対象事業実施区域の1kmの範囲内に「徳仙丈山のススキ草原」が確認されている。
- ③ 平成16年の環境省の調査で対象事業実施区域周辺に希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカの生息が確認されている。
- ④ 事業者による調査においても、クマタカその他、宮城県レッドデータブックの貴重種に指定されているオオタカやツミの飛翔が確認されている。

(2) 主務省令第2条第22号イ

以下のことから、特に景観に関し対象事業の実施に伴う相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められる。

- ① 対象事業実施区域が県立自然公園条例に基づき指定してされている「県立自然公園気仙沼」の区域と重なっている。
- ② また、昭和55年に宮城県が実施した「県立自然公園気仙沼学術調査」の報告書によると、対象事業実施区域は普通地域として指定されているが、「自然景観が特別地域と一体となす地域とし、景観が損なわれないような配慮が必要な地域とする。」と記載されている。